

関係資料集

1	会期に係る関係法令等	2
2	5月臨時会のあり方について	6
3	代表質問と一般質問	8
4	一般質問に係る検討状況	10
5	質疑と質問	12

1 会期に係る関係法令等

【定例会の開催時期等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- ② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ③ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ④～⑥ 略
- ⑦ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
- ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
- ④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
- ⑤・⑥ 略
- ⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

○京都府議会定例会条例（昭和31年京都府条例第23号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の規定に基く京都府議会定例会の回数は、毎年4回とする。

○府会定例会招集日（昭和27年9月19日京都府告示第856号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の規定に基く京都府会定例会は、毎年2月、6月、9月及び12月にこれを招集する。但し、昭和27年に限り9月を除く。

【定例会・臨時会の招集告示（例）】

○京都府議会定例会の招集（平成28年6月6日京都府告示第332号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成28年6月13日京都府議会定例会を京都市に招集する。

○京都府議会臨時会の招集（平成28年5月10日京都府告示第283号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、次の事項について、平成28年5月17日京都府議会臨時会を京都市に招集する。

- 1 京都府議会常任委員会委員選任の件
- 2 京都府議会運営委員会委員及び委員長選任の件
- 3 関西広域連合議会議員の選挙の件
- 4 平成28年度京都府一般会計補正予算（第2号）
- 5 平成27年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件
- 6 京都府府税条例等の一部改正の専決処分について承認を求める件

○京都府議会定例会の招集（平成22年11月22日京都府告示第564号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の規定による京都府議会定例会は、平成22年に限り、12月に招集する定例会を11月に招集する。

【会期、開閉等】

○京都府議会議事規則（昭和31年京都府議会議事規則第2号）

（会期）

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で決める。

2 会期は、招集日から起算する。

（会期の延長）

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第9条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長することができる。

2 会議時間の繰上又は延長の動議については、議長は、討論を用いずに、会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

（休会）

第10条 府の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 略

（会議の開閉）

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

【通年会期】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

- ② 前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。
- ③ 第1項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会在解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。
- ④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に議会在招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第1項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
- ⑤ 第3項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
- ⑥ 第1項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。
- ⑦ 普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては7日以内、町村にあつては3日以内に会議を開かなければならない。
- ⑧ 略

2 5月臨時会のあり方について

【検討経過等】

- H19. 6. 19 議長から「5月臨時会の持ち方」他5項目について諮問
7. 3 議会運営委員会に「新たな議会運営のあり方検討分科会」を設置
H20. 3. 21 「5月臨時会の持ち方」について」議長に答申・・・①
- H23. 7. 8 議長からこれまでの議会改革の取組の効果と課題の検証について諮問
議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置し、そこで「5月臨時会の
毎年開催」について検証
10. 8 議長に検討結果を答申・・・②

【検討結果①】

○ 考え方

5月臨時会を毎年開催し、委員会を開催するとともに、委員任期の平準化により、委員会活動を一層活性化させるなど、議会審議の更なる充実を図ることが適当

○ 一般選挙後の5月臨時会

- ・ 会期は5日間、開会日と閉会日の間は休会
- ・ 閉会日に正副議長選挙を実施、議会構成案件及び知事提出議案を上程・議決

○ 任期2年目から4年目の5月臨時会

- ・ 会期は3～4日間、開会日と閉会日の間は休会
- ・ 休会中に常任・特別委員会を開催し、付託議案の審議の他、それまでの委員会活動の成果が次期委員会に引き継がれるよう、取りまとめの協議等を行う
- ・ 閉会日に常任・議会運営・特別委員会委員の改選及び知事提出議案を上程・議決

○ 基本計画議決条例の対象計画の選定等は、毎年5月臨時会中に行うことが適当

【検討結果②】

○ 取組の意義

- ・ 委員任期の平準化による委員会活動の活性化
 年度当初の委員会組織を早期に立ち上げ、執行機関の年度開始とのタイムラグを短縮し、委員会活動を活性化
- ・ 委員会活動の取りまとめ
 委員会の年間の成果を取りまとめ、次年度委員会に引継)

○ 実施状況

- ・ 平成20年度から毎年実施
- ・ 委員会活動の活性化の観点から有効
 前年度の委員会のまとめを行い、次年度の委員会を早期に立ち上げる機会として有効

○ 検証結果

委員会活動を活性化させることを可能とするもので、現時点において、制度上の課題はない。

3 代表質問と一般質問

【代表質問と一般質問の区分に関する検討経過】

- H27. 7. 6 議長から「審議の状況をより理解していただくための府民にわかりやすい議会運営のあり方」他2項目について諮問
- 11. 4 議会運営委員会理事において検討した結果を議長に答申
- 11. 26 議会運営委員会において、12月定例会から答申に基づき見直すことを確認

【検討結果】

1 見直しの必要性

- 会議規則（第61条）の条文見出しの表現により、代表質問についても、議事日程上「一般質問」として取り扱っているところであるが、代表質問と一般質問では、発言の時間や順序、会派割当等で異なる取扱いとしている。

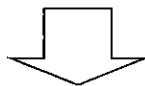
また、各定例会の全日程、テレビ放送、府議会ホームページ等では「代表質問」として取り扱っており、用語が混在している。

会議規則第61条（一般質問）第1項

議員は、府の一般事務につき、議長の許可を得て、一括又は分割のいずれかの方法により質問することができる。

2 見直しの方向

- 「代表質問」と「一般質問」については、議事運営上区分していることから、実態に合わせて、「代表質問」と「一般質問」を区分した取扱いとする。



実態に合わせて「代表質問」と「一般質問」の用語を使用

「一般質問」から「代表質問」への見直し例

- ① 議事日程
- ② 議長口述（議長の宣告）
- ③ 会議録（目次）

【代表質問と一般質問の比較】

	代表質問	一般質問
性 格	所属議員が会派を代表して質問	議員として質問
対 象	交渉会派のみ（先例）	全会派
発 言 順	議員任期の初めの議会運営委員会において協議して決定（先例）	通告者全員につき通告締切後抽選により決定（議運申合せ）
発言時間	発言時間は、総時間を240分とし、60分を交渉会派に一律配分し、残り180分を会派議員数に応じて按分	1 定例会（3日間）240分を質問時間とし、会派議員数に応じ比例配分し、20分以下の端数時間は20分単位で切り上げ、会派持ち時間を算出（先例） 質問時間は1人20分を目途（議運申合せ）
代理質問	可（先例）	不可（通告者の欠席により効力喪失）
質問方法	一括又は分割	
通告期間	招集告示日から招集日の午後5時まで	

4 一般質問に係る検討状況

【検討経過等】

- H20. 5. 23 議会運営委員会において、6月定例会から一般質問期間を2日間から3日間とすることを確認（1定例会480分（2日間）で算出している会派割当人数はそのままに、一般質問日を3日間に変更）
- H23. 7. 8 議長からこれまでの議会改革の取組の効果と課題の検証について諮問
議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置し、そこで「一般質問時間の拡大」について検証
10. 8 議長に検討結果を答申・・・①
- H24. 7. 6 議長から本会議及び委員会を通じて予算及び決算の審査をさらに充実する方策の検討について諮問
議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置し、そこで7つの論点のうちの一つとして「適正な質問者数による一般質問の実施」について検討
- H25. 3. 26 議長に検討結果を答申・・・②

【検討結果①】

○ 取組の意義

- ・ 一般質問日を2日間から3日間に拡大することにより、質問者を減らさず、ゆとりを持った活発な議論を実施
- ・ 議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問、論点等を明確にするための議員相互の討論を行うことによる、真摯な議論の展開及び審議の充実

○ 実施状況

- ・ 1定例会当たり質問者で1名、質問時間で40分増加
- ・ ゆとりを持った議論を行う上では有効であるが、1日の質問者を5人までとすれば、1定例会であと3人質問を行うことが可能

○ 検証結果

活発な議論を行うゆとりも見ながら、多くの議員が発言していけるよう、適正な質問者数にしていくことが望ましい。

【検討結果②】

○ 現状と課題

一定例会における一般質問者の数が増え（平均12.3人）、2日間の日程では窮屈になっていることを踏まえ、平成20年6月定例会から、一般質問日を3日間に拡大したところであるが、質問者数の目安として設けている人数の枠に余裕があることから、活発な議論を行うゆとりも見ながら、より多くの議員が発言していけるよう、適正な質問者数にしておくことが望まれる。

○ 検討結果

現在の3日間制の中で、各会派がそれぞれ一般質問の充実に向けて努力を積み重ねていくべきである。

○ 検討内容（課題解決の方策）

質問者数の目安として設けている人数の枠に余裕があることから、より多くの議員が発言していけるような一般質問のあり方について検討し、各委員からは、

- ・ 枠を設けていることが良いのかという問題もある。
- ・ もう少し各会派の枠を増やしてもいいのではないか。
- ・ 会派間の枠の流用について考えてみてはどうか。
- ・ 一人20分という質問時間を見直すことは考えられないか。
- ・ 一般質問だけでなく代表質問も含めて本会議質問全体を見直せばどうか。

などの様々な意見が出されたが、今回の検討においては、現在の3日間制となった経過や趣旨を十分踏まえ、各会派がそれぞれ一般質問の充実に向けて努力を積み重ねていくことを重視すべきであるという意見集約に至った。

5 質疑と質問

	質 疑	質 問
概 要	議題となっている事件（修正案、委員長報告等を含む。）について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、提出者等の説明や意見を質すもの 自己の意見を述べることはできないとされている	府の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すもの
相手方	議案等の提出者、報告者	執行機関
発言順	大会派順（議運申合せ）	輪番又は抽選
時間制限	無し	有り
回数制限	原則同一議員につき、同一議題について2回まで	無し
発言方法	一問一答方式は不可（申合せ）	一括又は分割
発言手続	文書による事前通告制	
通告期間	招集告示日から招集日の午後5時まで	

○京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第38条 会議に付する事件は、第92条〔請願の委員会付託〕に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 略

（委員長報告等に対する質疑）

第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の発議者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告等)

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び通告した者の発言がすべて終つた後、発言を求める場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については、反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 略

4 発言の順序は、議長が定める。

5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当つても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 略

4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(一般質問)

第61条 議員は、府の一般事務につき、議長の許可を得て、一括又は分割のいずれかの方法により質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長に質問の要旨及び方法を文書で通告しなければならない。

(質問への準用規定)

第63条 質問については、第59条〔質疑又は討論の終結〕の規定を準用する。